

一般財団法人柏崎市スポーツ協会 表彰規程細則

(基準条件)

第1条 規程第2条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項の該当者は、同一人に対し同一の表彰は行わない。第3項スポーツ栄誉賞受賞者は以後の下位の表彰は行わない。また、第1項体育功労賞、第3項スポーツ栄誉賞は、スポーツに関する功績により叙勲、褒章、文部科学大臣表彰、新潟県知事表彰、新潟県教育委員会表彰（国民体育大会における優勝者及びその指導者として表彰された者を除く）及び（公財）新潟県スポーツ協会表彰を受けた者を除く。

(功績条件)

第2条 規程第2条第1項体育功労賞の「多大な功績」とは、加盟団体該当者にあつては、団体役員（会長、副会長、理事長）としての活動実績が概ね10年あり、当該団体の発展または、本会が目指す体育振興に功績顕著な者をいう。

2 規程第2条第6項優秀競技者賞（2）「日本代表候補選手に選出された者」には、全国規模の強化合宿等に選抜された者も対象とする。

3 規程第2条第5項感謝状は、加盟団体等で長期間運営にたずさわりの普及発展に尽くした者、及び 賛助会員として10年以上本会に協力した企業・個人を対象とする。

(該当条件)

第3条 規程第2条第3項スポーツ栄誉賞の該当者は、当市に居住・在学・在職、本市出身者とする。

2 同項（1）に示す「日本代表に選出された者」とは、オリンピック、世界選手権、アジア選手権、ユニバーシアード、ジュニア世界選手権の日本代表選手として選手登録（補員含む）され、その大会に同行した者をいう。

3 同項（2）に示す「偉大な記録」とは、世界記録、世界最高記録、日本記録、日本最高記録をいう。

4 規程第2条4、6、7、8項の該当者は、市内の各学校に在学する者、もしくは、本会加盟団体の登録者を対象とする。

(年数回数条件)

第4条 規程第2条第2項指導者賞、第4項特別優秀競技者賞において「永年にわたり」とは、概ね10年をいう。

2 規程第2条第2項（2）に示す「優秀な競技者の育成」とは、優秀競技者賞及び競技者賞に該当する個人もしくは団体を3回以上受賞させた実績を持つこと。

(大会基準、順位基準)

第5条 規程第2条第5項優秀競技者賞において「全国大会に出場し、優秀な成績」とは、次のことをいう。

1 全国大会とは、国民体育大会、種目別全国大会（小、中、高、大学を含む）等をいう。

2 優秀な成績とは、

(ア) 個人にあつては上位8位以内の者または大会新記録を樹立した者

(イ) 団体にあつては上位8チーム以内

(ウ) 種目別全国大会（オープン参加大会の場合）の表彰選考は「国体等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9)に準拠する。

第6条 規程第2条第7項競技者賞及び第8項奨励賞については、次のように定める。

1 「県以上の公式大会」とは、種目別競技団体、学校体育連盟等の主催（共催は除く）するブロック大会、県大会及び同規模の大会であり、表彰選考会及び理事会で認めた大会とする。

2 「優秀な成績」とは、

(ア) 県大会においては、個人は1位、団体は3位以内（ベスト4）。

(イ) ブロック大会においては、個人は3位以内、団体は3位以内（ベスト4）。

(ウ) 県大会、ブロック大会がオープン参加大会の場合、「国体等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9) に準拠する。

(エ) 県大会、ブロック大会において、その競技の新潟県新記録を樹立した者。

3 県大会以下の大会でも、その競技の新潟県新記録を樹立した者については、競技者賞の対象とする。

4 生涯スポーツ部門の表彰は、すべて奨励賞とする。

(附則)

この規定細則は、平成30年4月1日から実施する。

この規定細則は、平成31年4月1日から実施する。

この規定細則は、令和元年8月9日から実施する。

この規程細則の改定は、令和元年12月3日とする。